

# ○鈴鹿工業高等専門学校先端融合テクノロジー連携教育プログラムの実施に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 4 日  
規 則 第 115 号 〕  
最終改正令和7年4月9日

## 鈴鹿工業高等専門学校先端融合テクノロジー連携教育プログラムの実施に関する規則

### (趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（平成16年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）と国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「大学」という。）が連携して実施する先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の本校における実施方法について、次のように必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規則において「連携教育プログラム」とは、専攻科と大学がそれぞれの強みをもつ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成を目的として、連携して実施する連携教育プログラムをいう。

### (実施方針)

第 3 条 連携教育プログラムは、連携の相手方となる大学との協議に基づき、学則第 4 条第 2 項に定める入学定員の内数で実施する。

### (連携教育プログラムの教育課程及び実施方法)

第 4 条 連携教育プログラムは、専攻科の課程及び大学の学士課程の並行履修であり、双方に在籍する学生（以下「連携教育プログラム履修学生」という。）が、本校と大学が定めた連携教育プログラムの教育課程を履修するものとする。

2 授業科目及びその単位数は学則別表第 3 - 2 のとおりとする。

3 連携教育プログラムを修了した者は、専攻科から修了証書を授与すると共に、大学の課程を修了した者には、大学から学位が授与される。

### (入学金及び授業料の額)

第 5 条 連携教育プログラム履修学生に係る入学金及び授業料については、大学が定める額及び方法により納付する。

### (授業科目)

第 6 条 授業科目は、講義、外国語（語学に限る。以下同じ。）、輪講、実験及び特別研究に分類する。

### (1 単位当たりの履修時間)

第 7 条 1 単位当たりの履修時間は、次表のとおりとする。

講	義	15	時	間
外	国	30	時	間
輪	講	30	時	間
実	験	45	時	間
特	別	45	時	間
研	究			

(履修届)

第8条 連携教育プログラム履修学生は、学期毎に履修届を学生課教務係へ提出するものとする。

(試験)

第9条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 試験は、特別の事情がない限り、その授業の終了する学期末に実施する。

3 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、試験開始日の2週間前(追試験にあつては、1週間前)までに公示する。

なお、学期中間の講義中に中間試験を原則として行う。

4 試験を受けることができる者は、当該学期における当該授業科目を履修した者とする。

5 欠席時数が講義時間数の5分の1を超える者については、定期試験を受験した場合であっても、その科目の単位を認めない。ただし、授業科目の欠席時数が3分の1以内で、その欠席時数が主として長期の疾病に起因する場合に限り考慮することがある。

(追試験)

第10条 追試験は、次の各号の一に該当することにより、定期試験が受けられなかったときに限って受けることができる。

(1) 病気のとき

(2) 事故のとき

(3) 2つ以上の科目の試験時間が重複する場合

(4) その他やむを得ない事情と認められる場合

(再試験)

第11条 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為については鈴鹿工業高等専門学校学業成績評価基準(以下「学業成績評価基準」)における規定を準用する。

(不正行為の取扱い)

第12条 不正行為については学業成績評価基準における規定を準用する。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績評定記号は、「秀」、「優」、「良」、「可」又は「不可」とする。2 評定は、試験結果を100点法によって行い、次の点数基準により表す。

秀 100点 - 90点

優 89点 - 80点

良 79点 - 70点

可 69点 - 60点

不可 59点以下

(単位の認定)

第14条 前条の「秀」、「優」、「良」、又は「可」の評定記号を得たものを単位修得として認定する。

(単位の再認定)

第15条 前条の単位が認定されなかった授業科目については、第9条第4項の規定にかかわらず、次年度に限り当該授業科目を履修することなく試験を受け、単位の再認定を求めることができる。

2 前項により単位の再認定を求める者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第2に定める再認定希望届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(修了認定)

第16条 連携教育プログラムの修了認定は、別に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている者のうち、学則第4条第3項第4号に規定するコースに2年以上在学のうえ、次表に定める専攻科修了要件の単位数を修得した者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	選択	2単位以上	
実践力強化科目	必修	22 単位	大学との共同開設科目
専門科目	選択	2単位以上	
専門展開科目	選択	2単位以上	
合 計		62 単位以上	

2 前項の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

3 校長は、第1項の規定を満たす者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用)

第17条 専攻科の修了認定に関する規則（規則第68号）第6条の規定は、連携教育プログラムに準用する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、連携教育プログラムについて必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 改正後の規則は、令和7年度専攻科入学生から適用し、令和6年度以前専攻科入学生については、なお従前による。